

矢橋謝恩会奨学金（給付型）の案内

- 1 給付月額 25,000 円
- 2 応募資格（矢橋謝恩会要項より）
 - ① 岐阜県出身者であること。
 - ② 令和 5 年春に本会の指定する高等学校を卒業し、国内の 4 年制大学に進学する者。
 - ③ 学業、人物ともに優秀で健康であること。
 - ④ 学資の支弁が困難と認められること。
 - (ア) 経済的に不遇（失業中、低所得等）
 - (イ) 環境的に不遇（一人親家庭等）
- 3 推薦人数 2 名（本校より）
- 4 本校からの推薦者の決定について
 - ① 経済状況に関して、学費の支払い等が困難と認められるなど就学援助を要するものを審議する。

必要書類：**令和 4 年度 市町村・県民税 所得課税証明書（昨年度分のものです）**
 - ② 学習状況については、評定平均値（学年末）をもとに審議する。
 - ③ 日本学生支援機構の給付奨学生を除く、**他の給付型奨学金の支給を受けない者。**

給付型奨学金の申請は、日本学生支援機構を除き、1 名につき 1 つとする。
他の給付型奨学金とは、田口福寿会奨学金、廣瀬英雄奨学金など。
- 5 応募（申し出）について
 - (1) 申し出先 奨学金係（山下：職員室）まで
 - (2) 申し出期限 **2月10日（金）まで**
- 6 その他
 - ① 校内推薦者決定後、直ちに応募書類（住民票、市町村・県民税所得・課税証明書、源泉徴収票等）を提出すること。（2月22日（水）まで）
 - ② 採用後、3 か月ごと（奨学金の支給を受けたとき）に謝恩会あてに奨学金受領書および近況報告書等を提出しなければならない。また、奨学生は、毎学年度終了後、1 カ月以内に学業成績表および在学証明書を矢橋謝恩会理事長に提出しなければならない。